

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令案参照条文

○ 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）

（試験事務の代行）

第二十八条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、地域限定通訳案内士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

2・3 （略）

（役員の選任及び解任）

第二十九条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適當な行為をしたときは、当該指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画等）

第三十条 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（監督命令）

第三十一条 都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（試験の細目）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、指定試験機関その他地域限定通訳案内士試験に關し必要な事項は、政令で定める。

（通訳案内士法の準用）

第三十六条 通訳案内士法第七条、第九条並びに第十五条第一項及び第二項の規定は地域限定通訳案内士試験について、同法第十二条、第十三条、第十四条第一項及び第二項、第十五条第三項並びに第十六条の規定は指定試験機関について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十二条第一項中「試験事務の開始前」とあるのは「外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律

(以下「外客来訪促進法」という。)第二十八条第一項に規定する試験事務(以下単に「試験事務」という。)の開始前
「と、同法第十三条第一項中「通訳案内士として」とあるのは「地域限定通訳案内士として」と、「通訳案内士試験委員
「とあるのは「地域限定通訳案内士試験委員」と、同法第四項中「この法律(この法律」とあるのは「外客来訪促進法(」
外客来訪促進法」と読み替えるものとする。
2
3
4 (略)

○ 民法(明治二十九年法律第八十九号) (抄)

(公益法人の設立)

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主
務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

○ 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号) (抄)

(試験事務規程)

第十二条 機構は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に関する規程(以下「試験事務規程」という。)を定め、国土交
通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 (略)

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは
、機構に対し、その変更を命ずることができる。

(試験委員)

第十三条 機構は、試験事務を行う場合において、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する
事務については、通訳案内士試験委員(以下「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 機構は、試験委員を選任しようとするときは、国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない
い。

3 (略)

4 国土交通大臣は、試験委員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは試験事務規程に違反する
行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、試験委員の解任を命ずることがで

きる。

○ 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）

（所管行政庁）

第百十一条 この法律中「行政庁」とあるのは、第六十五条第二項及び第七十四条第二項（第七十五条第三項において準用する場合を含む。）の場合を除いては、左の各号に定めるところによる。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。）については、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業（政令で定めるものに限る。以下この号及び第四号において同じ。）以外のものにあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「管轄都道府県知事」という。）とし、その地区が都道府県の区域をこえないものであつて、その組合員の資格として定款に定められる事業が財務大臣の所管に属する事業又は国土交通大臣の所管に属する事業とその他の事業とであるものにあつては、財務大臣又は国土交通大臣及びその管轄都道府県知事とし、その他のものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とする。

二 〃六（略）
2 〃5（略）

○ 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（抄）

（法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業）

第十二条 法第百十一条第一項第一号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 廃油処理事業
- 二 倉庫業その他の保管事業
- 三 貨物利用運送事業
- 四 石油パイプライン事業
- 五 旅行業、旅行者代理業、通訳案内業その他の観光事業
- 六 鉄道、軌道及び索道による運送事業

- 七 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造に関する事業
- 八 道路運送事業その他の道路運送に関する事業
- 九 自動車ターミナル事業
- 十 自動車の整備事業
- 十一 軽車両及び自動車用代燃装置の製造に関する事業
- 十二 自動車販売事業
- 十三 水上運送事業
- 十四 港湾運送事業
- 十五 造船に関する事業
- 十六 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関するものを除く。）

（都道府県が処理する事務）

第十四条 法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第三項（これらの規定を法第九条の九第四項において準用する場合を含む。）、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第三項、第五十七条の五、第六十二条第二項及び第四項、第六十三条第三項、第九十七条第二項、第一百四十四条から第一百六条まで並びに第一百六条の二第一項に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一・二 （略）

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。以下同じ。）、旅行者代理業又は自動車販売事業であるもの（その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業及び自転車販売事業を除く。）を含むもの並びにその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行者代理業又は自動車販売事業であるもの（その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第十二条各号に掲げるもの（旅行業、旅行者代理業及び自転車販売事業を除く。）を含むものを除く。）に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 （略）

○ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）（抄）

（都道府県が処理する事務）

第百一条の三 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

○ 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）（抄）

（都道府県が処理する事務）

第十条 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその事務所のすべてが一の都道府県の区域内にある協業組合（その行う事業に別表第一に掲げる業種に属する事業を含む協業組合を除く。）に関するものは、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一〜六（略）

2 法に規定する主務大臣の権限に属する事務であつて次に掲げるもののうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会（その資格事業に別表第二に掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会及び都道府県の区域を地区とする商工組合又は商工組合連合会であつてその資格事業に食肉販売業を含むものを除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

一〜七（略）

3 法第九十二条又は第九十三条第一項に規定する主務大臣の権限に属する事務のうちその地区が都道府県の区域を超えない商工組合又は商工組合連合会（その資格事業に別表第二第一号、第二号又は第二十号に掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会を除く。）に関するものは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、その資格事業に別表第二第七号及び第十一号から第十九号までに掲げる業種に属する事業を含む商工組合又は商工組合連合会及び都道府県の区域を地区とする商工組合又は商工組合連合会であつてその資格事業に食肉販売業を含むものに関するものは、主務大臣がその権限を自ら行うことを妨げない。

4・5（略）

別表第一（第十条、第十一条関係）

一〜九（略）

十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第十二条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行者代理業及び自動車販売事業を除く。））

別表第二（第十条、第十一条関係）

一〇十九（略）

二十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第十二条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行者代理業及び自動車販売事業を除く。））

○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）（抄）

（都道府県が処理する事務等）

第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間短縮実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。

一〇四

五 国土交通大臣の所管に属する事業（次に掲げるものに限る。）

イ〇二（略）

ホ 観光事業（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行者代理業を除く。））

ヘ〇タ

2（略）